

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年 4月 3日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
三幸・アクトス共同事業体
代表団体名 三幸株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
- 2 指定公金事務取扱者に納入させる歳入
スポーツ施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
2026年 4月 1日
- 4 委託期間
2026年 4月 1日から2031年 3月 31日
- 5 使用料徴収場所の名称
一宮市テニス場
一宮市光明寺公園球技場